

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 6 年 7 月 3 日

全国健康保険協会富山支部
支部長 松井 泰治

1 調達内容

(1) 調達件名

令和 6 年度 健康保険委員健康づくりセミナーのオンライン配信に伴う通信運營業務委託

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 10 月 31 日まで

(4) 納入場所

全国健康保険協会富山支部の指定する場所

(5) 見積競争方法

見積金額は総価とし、業務に必要な機器の設置、配信、運用管理、交通費など納入等に関する一切の諸経費を含めること（ハイブリッド配信）。消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を除いた金額を記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

3 仕様書の交付、見積書の提出場所等

(1) 仕様書の交付、見積書の提出場所

〒930-8561 富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 6 階
全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ （担当）仲谷
電話 076-431-6156

※ 郵送での仕様書交付を希望する者は、案件名、送付先等（事業所名、担当者名、連絡先等）を記載し、FAX にて交付依頼を行うこと。 FAX：076-431-5274

(2) 仕様書に関するお問い合わせ先

全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ (担当) 齊藤
電話 076-431-6156 FAX 076-431-5274

(3) 見積書提出期限

令和6年7月22日(月)午前11時

4 その他

- (1) 当該業務の履行について全部または主体的部分を一括して第三者へ請け負わせてはならない。主体的部分以外の業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ富山支部の承認を得ることとする。
- (2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印の上、全国健康保険協会富山支部宛に提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約保証金 全額免除とする。
- (6) 契約書の作成の要否 否
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した調達案件を履行できると全国健康保険協会富山支部長が判断した者であり、見積書を提出した参加者であって、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を落札者とする。
最低価格かつ同価格の見積書の提出があった場合は、当支部が指定する日時場所において当該見積参加者にくじを引かせて業者を決定する。ただし、当該見積をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない当支部職員にくじを引かせるものとする。
- (8) 手続きにおける交渉の有無 無
- (9) 見積結果については落札業者にのみ連絡する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則(抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。